

議案第 39 号

教育委員会において補助執行する事務の協議について

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部改正について、丸亀市長から別紙1のとおり教育委員会に協議の依頼があったので、別紙2のとおり回答いたしたい。

令和7年2月17日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦



6 市政 1256 号

令和 7 年 2 月 12 日

丸亀市教育委員会 御中

丸亀市長 松 永 恭 二



教育委員会において補助執行する事務の協議について

市長に属する権限のうち、令和 7 年 4 月 1 日から教育委員会において補助執行を行う事務を定めるにあたり、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議を依頼します。

記

協議事項

- ・丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則について

議案第〇〇号

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部改正について

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部を次のとおり改正いたしたい。

年 月 日提出

丸亀市長

丸亀市規則第 号

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則(令和2年規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助執行) 第2条 略 2・3 略 4 市長は、その権限に属する事務のうち丸亀市事務委任規程(平成17年訓令第39号)により委任をしているものを除き、次に掲げる事務を、教育部長及び教育部総務課、学校教育課、 <u>学校給食センター</u> 、幼保運営課又は文化財保存活用課の職員をして補助執行させる。 (1)・(2) 略 5 略	(補助執行) 第2条 略 2・3 略 4 市長は、その権限に属する事務のうち丸亀市事務委任規程(平成17年訓令第39号)により委任をしているものを除き、次に掲げる事務を、教育部長及び教育部総務課、学校教育課、幼保運営課又は文化財保存活用課の職員をして補助執行させる。 (1)・(2) 略 5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙 2

6 教総第 号
令和 7 年 2 月 17 日

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

教育委員会において補助執行する事務の協議について（回答）

令和 7 年 2 月 12 日付け貴 6 市政第 1256 号文書で依頼のあった標記議案については、
異議ありません。